

平成28年度 第1回吹田市地域自立支援協議会 議事録

日時：平成28年8月26日（金）午後2時00分から4時00分まで
（2016年）

場所：吹田市立千里市民センター大ホール

次 第

1 開 会

- 2 委員紹介 資料1
正副会長選出 資料2

3 議 事

- (1) 専門部会・プロジェクト報告 資料3
ア 通学支援プロジェクト 資料4
イ 居住支援部会 資料5
(2) 課題報告
「障がいのある方が65歳を迎え
介護保険サービスに移行するにあたって」 資料6

(3) その他

資料一覧

- 資料1 吹田市地域自立支援協議会委員名簿
資料2 吹田市地域自立支援協議会設置要領
資料3 平成28年度専門部会報告書
資料4-1 通学支援等に関するアンケート報告
資料4-2 子どもたちの通学支援等に関するアンケート
資料5 グループホームにおける消防法改正に係るアンケート
資料6 障がいのある方が65歳を迎え介護保険サービスに移行するにあたって

1 開会

傍聴者なし

2 委員紹介

資料1 平成28年度吹田市地域自立支援協議会委員名簿参照
(欠席)

- 桂樹 祐治 委員
宮前 知子 委員
大森 則昭 委員
羽間 功 委員

【正副会長選出】

- 事務局： 吹田市地域自立支援協議会委員は、本年5月から新しい人気となっており、本日は最初の会議です。まず、お手元の資料2・吹田市地域自立支援協議会設置要領をご覧ください。要領の第5条第1項に協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める、とございます。議事に入ります前に会長の選出、副会長の選出をお願いします。まず最初に会長の選出について、どなたか立候補若しくはご推薦がございましたらご発言をお願いします。
- 委員A： このような協議会においては学識経験のある方をお願いすることがよいのではと思っておりますので、昨年度までに引き続き豊岡委員をお願いできればと考えています。
- 事務局： 豊岡委員にとのことですが、ご異議はございませんでしょうか。（全会承認）
ありがとうございます。豊岡委員にはご苦勞おかけしますがお引き受けいただけますでしょうか。（豊岡委員に承諾いただく）
ありがとうございます。会長は豊岡委員に願うことに決定いたしました。次に副会長の選出に移ります。立候補若しくはご推薦があればご発言願います。
- 会長： 副会長については自治会の役員として地域福祉の経験も豊富で、福祉活動も積極的にされているということで、この任にふさわしいと思います、社会福祉協議会の副会長もされています栗田委員に今年も引き続きお願いしたいと思っております。
- 事務局： 会長から栗田委員をご推薦いただきましたがご異議ございませんでしょうか。（全会承認）
ありがとうございます。それでは栗田委員はお引き受けいただけますでしょうか。（栗田委員に承諾いただく）
それでは栗田委員に副会長をお引き受けいただくこととなりました。
それではお二人には会長席と副会長席に移動していただきますようお願い申し上げます。
- 会長： 会長・副会長の選出が終わりましたので会議の進行は会長からお願いします。
- 会長： それでは本日の協議会を進行していきたいと思いますが、この名誉ある会の会長に昨年に引き続きご指名いただきありがたく思います。
会を始めるにあたりまして、2つだけ私なりの考えをご案内したいと思います。
1つ目は、最近の吹田市の開催している大きな審議会などについて、PDCAサイクル、民間ではもう70年も前には使われているという古びた内容ですが、厚生労働省が言い出したということで、自治体にも広まっているようですが、このPDCAサイクルを大切に考えていきたいと思っています。
この会議もすでに28年度は半年経ちましたので、P=planning、D=doingは終わっております、今日の会議はおそらくC=checkingになるかと思っております。Checkの中でaction、工夫をしてくという、今日の会議ではcheckしながらactionをみなさんから行っていただきたいと考えています。
もう一つは、昨年あたりから他職種連携ということが言われていますが、同じ土俵に上がってもものを見れば連携は可能ですが、そうでなければ連携は不可能という説もあります。そのための大事なツールとして共通言語をできるだけ使っていこう、これはしゃべり言葉など言葉の意味ではなく、共通している認識を作るための言語という意味です。最終的には共通認識をどのようにしていけるかということになりますので、今日のこの会議もできましたら共通言語でしっかりと話し合いいただきまして、共通認識をしっかりと持っていただき、actionにつなげていただきました

- ら、司会者冥利に尽きますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。
- 副会長： この度、この会議の副会長を仰せつかりました。責任の重さと未熟な私がこのような責任ある役割に就いていくと恐縮するあまりではありますが、みなさんから忌憚のないご意見、こんなことをこんな席で聞いてもいいのかな、ということではなく、ちょっとした疑問、聞いておきたいなということとはご遠慮なく発言していただけるような雰囲気、場としていきたいと思っております。
会議の進行について皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。
- 会長： それでは次第に従いまして議事に入りたいと思います。
まずは議事の案件1と致しまして、専門部会の活動報告をお願いします。

3 議事(1)

- 事務局： 専門部会の報告については、現在、9つの専門部会がありますが、議事の関係上すべての報告は難しいことから、課題の解決あるいは分析など委員の皆様へ情報を共有していただき、ご意見をいただきたい内容についてのみの報告とさせていただきます、その他の専門部会についてはお手元の資料3「平成28年度専門部会報告書」に基づき活動報告とさせていただきます。

それでは各専門部会より報告をさせていただきます。

(報告者Aより資料3の13ページ、資料4-1.2に沿って報告。)

- 会長： ただいま通学支援のアンケート、その結果分析についてご報告がありましたが、まずは教育・児童関係の方々で、今発表のあった内容に追加若しくはご意見などがあればお願いしたいのですが。
- 委員B： アンケートの回答率が吹田支援については小中学校とも100%という報告がありましたが、本校でもいろいろなアンケートを取りますが、100%というのはこのアンケートだけであり、他のものであれば6~7割といったところですので、保護者の関心が非常に高いことの現れだと思います。
報告を聞いておりますと、帰りは放課後等デイサービスの利用が増えていて、事業所も年間数件ずつ増えているので、本校の課題としてはお迎えの車をどこに停めてもらうかということが大きな問題となっています。学校の外に停めてもらいますと駐車違反、また車に乗り込む子どもたちが交通事故に遭わないように下校時は慎重に対応するようにしています。
通学時は週に1回くらい、保護者の体調が悪いので学校に行けませんという電話が本当にたくさん入ってきます。以前からこのような場合に代わりに対応してくれる人がいればと考えておりましたので、このアンケートについて学校としては本当に期待しておりましたし、この結果を受けて市の方も何らかの施策を行っていただければありがたいと考えております。
- 委員C： 本校は先ほどスライドにもありましたが、肢体不自由の学校ですので知的障がいのある学校と通学の状況が違う点も補足させていただきます。
本校はかなり重度なお子さんが多く、吹田市の方も1/4くらいの割合で通学していますが、大阪大学や国立循環器病研究センターも近く大阪府下一番の医療的ケアを誇っており、病院で点数をつける超重症児が20名ほどいることで、病院でもそこまではないと医療関係者から言われるくらい医療的ケアが必要となる子どもが多く、人工呼吸器、気管切開をしている児童・生徒もたくさん通っていただいている学校です。
通学においては、医療的ケアが必要な子どもがバスに乗れないことが文部科学省

の通達で決まっておりますので、大阪府下の支援学校も乗車ができない決まりとなっております。

ただいろいろな研修に出させていただく中で、文部科学省と厚生労働省でこの通学の問題も上がっており、そのあたりを考えているというところまでは聞かせていただいているのですが、今は自治体に頼っている部分が大きくあるかと思えます。バスも府の直営ではなく委託業者の運転手と添乗員で医療従事者ではありません。バスの中で見守りをするということは、バスの中で吸引したり、気管切開の子などは吸引回数が多いので、なかなかバスに乗れないという現状があります。

という中で、保護者に毎日学校に送っていただいているということが続いております。私も何度も市にお願いをしながら、いろいろなことを考えていただいているのですが、また、大型バスであるため細い道に入れないということで、保護者がバス停まで送っていくにも10～20分かかったり、体調が悪かったり雨が降ったりするとお休みは多くなっています。また保護者のメンタルの問題もあり、送っていけない方も多く、本当に保護者の負担が大きい。

本校は吹田市、箕面市、池田市、豊中市、豊能町、能勢町から肢体不自由の子が通っていきまして、先ほど発表の中にもありましたが、箕面市ではデマンドということでゆずるバスというものを市が負担して保護者同伴、ヘルパー同伴で通学するサービスが数年前からあり、箕面市では負担がなく通学できるといった状況があります。

豊中市でも事業所によって運転手、ヘルパーを付けて福祉サービスを使って、通学してくるといった事例もあります。

市によっていろいろあるようで、難しい部分もあると思います、本来なら府もいろいろと考えていかなければならない課題だと思っているのですが、現状、市と一緒に考えて福祉サービスの部分で対応していただくしかないと思いつつながら、保護者と話し合いながらも負担はなかなか軽くないといったところで、最近児童福祉法が変わった時に放課後等デイサービスができて、送迎もしてもらえ、看護師さん付き添いで送迎に来ていただけるので、帰りも保護者の方なしで学校から直接事業所に行って、その後自宅に送っていただけるとても助かる制度が出てきたと思います。

保護者の中には車が運転できない方もいますし、ご自身の親の介護をしているので自分が送っていくこともできないという声もあります。子どもの状況の難しさを取り巻く介護者の難しさで、学校としても保護者の思いを聞きながら随時対応しながら進めているところです。

子どもにとって学校に通うということはとても大切なことです。それを可能にできるように学校としても一緒に協力していきたいと考えています。

会長：アンケートを取られました方にお伺いしますが、障がいの種類・程度によって同じ内容の返事をされても対応の仕方が全く変わってくるといった内容の話をされていましたが、その辺りに関しまして何か分け方などはあるのでしょうか。迎えに行く方、帰りの送り方ということに違いは出てくるのですか、障がいの種類によって。

報告者A：今回のアンケートの中で、福祉サービスを行う支援者が支援を行う部分でできる範疇は限られている、箕面支援学校の医療的ケアなど支援内容がとても難しい方の部分でいうとかなり個別性が問われる部分と、吹田支援・摂津支援学校のアン

ケートを見ていただいても、やはり家族の背景であるとか本人の障がい状況、同じ自閉症でこだわりがあっても学校に行きたいのか行きたくないのか、何か気になることがあるのか、やはり同じ障がい状況であってもそのご家庭、その人の状況によって違って来る。一概にガイドヘルパーを付けたから通学できるかという、学校関係者の方との協力なしには進めていけないだろうというのが実感です。本人が気持ちよく学校に行ける方法というのは、みんなの理解を進めていくことが前提になるのではと考えています。

会長：何か質問などないでしょうか。

委員 D：吹田市社会福祉協議会のボランティアセンターでボランティア相談をしています。たまに障がい者の方が学校まで行くのに何か事情があって行けないのについていってもらえないか、といった話がこれまでもあったように思うのですが、そういう場合、私たちも何とかしたいと思うところはあるのですが、先ほどお話が出たように、対応がものすごく難しいなというのがありまして、精神保健福祉ボランティアもセンターにはありますので、そのグループに相談することもあるのですが、ボランティアもいろいろなことをしておりまして、通学は朝早いので近所で、となると難しかったり、ほとんどの場合はお断りしている状況です。報告書の中にもヘルパーやボランティアを利用できるようにしてほしいという記載があるのですが、ボランティアができることは限られている、障がいを理解しないと難しいのではないかと考えていまして、コーディネーターをしていましてお願いするということが難しいという気がしております。学校でボランティアをお願いする場合、この子はボランティアをお願いしてもいいのかなということでご連絡いただいていると思うのですが、ボランティアにはどのようなことをお願いされているのでしょうか。

委員 B：学校からお願いすることはなくて、保護者が自分からするか市にお願いするよう、困っているのであれば市に相談するよう促しています。学校からセンターにお願いをするということはないです。

しかし、自閉症や発達障害などの生徒は外見は一見健常者と一緒で、会話をしたり、その子の行動を見ると、ちょっと違うかなといったところを感じた時にどうするか、というのはお互いにコミュニケーションをとっていきしかわからない話で、まず一步入ってもらうより仕方ないですね。

先ほど理解とおっしゃていましたが、理解することで、例えばその子の朝の通学の介助をする場合、人がころころ変わるというのはダメだと思います。できるだけ同じ方が常時頼まれたら行けるようにしておくのがベストではなくベターかなと思います。

課題は保護者がどれだけ動くか。学校はできるだけ市の方に相談してくださいと。相談していただくと市は献身的に動いてくれているのを見ていますので、その辺りは学校から保護者に発信していかなければならないと考えています。

会長：ただいまの内容についてでも結構ですが、何かございませんでしょうか。

委員 A：仕組みとして作っていく必要があるのかなという気がしています。

たまたま多くの保護者が差別解消法をご存じなく、そこで必要とされる合理的配慮といったものをご存じないから頑張っ自分で行かれているのかな、どこかがきちんと保証して然るべきものかなと。当然、障がい特性によって合う合わない、障がい理解はその次のところで絶対に必要なのですが、まず仕組みとして、合理的配慮とよく言われますが個人的には甚だ疑問で、非合理的に見えても必ず

必要な訳で、通学支援などは仮にすごく非合理的に見えてもいるもの、社会としては完備されるものだと感じています。

たまたま私の母方の田舎が奄美大島なのですが、小学校と中学校が一緒に今や生徒の方が先生方よりも少ないです。でも、学校はそれでも成り立ちます。そこに投入される税金をあかん、と誰も言わないですね。税のコストから言えば合理的ではないのかもしれないですが、そこはあり、となっている。小学校1年生がいて、生徒が君だけだから引っ越せという話にはならない。ということは、社会として整えていかなければならないのではないかと思っています。

またこの報告を読ませていただいて悲しいなと思ったのが、保護者の方の体調が悪くて急に変わらなくてはいけなくなった、でもいくつかのところで諦められています。それも違うよな、と。簡単なことではないと思いますが、これこそ逆にいるのではないかと思っています。朝に火事が起こったから、まだ出勤前だから消防署が来てくれないとは誰も思わないですよ。警察だってそうですし、救急車もそうですよね。無駄遣いをした救急車はダメだと思いますが、緊急の体制は整えないといけないと思います。いるものはいるということは必要だと思います。

できれば、教育ではないかな、個々の学校ということではなくて、教育が保証していくものかな、仕組みとしては福祉の方にヘルパーという使いやすいものはあるので、そちらにイメージとしては流れそうですが、できれば学校の仕組みに組み込まれたものとしてあった方がいいのではないかなと思います。以上です。

会長： 貴重なご意見ありがとうございます。今のご意見に対して、行政から何か答えられることはありますか。学校の仕組みの中に作ってはどうかという結論的なお話がありました。今の時点ではないでしょうか。

委員 C： 建設的なご意見をいただきましたが、先ほども申しましたとおり、現状で学校の仕組みの中で作ることが難しくプロジェクトを立ち上げてもらっていると思いますので、国も今、動きがありますのできっと変わっていくだろうと。でもそれが何年後というのはわかりませんが、動いているというのは聞いています。それが無い以上、国の動きがあって大阪府、ということではなかなか難しい。学校独自に作れないというところに難しさを感じているので相談させていただいているところがあります。当面は吹田市の資源の中で、当然学校も協力をしながらできることを考えてもらえると学校関係者としては、本来は学校の仕組みの中でできればとも思います。なかなか難しいところは現場にいまして、声を出して伝えるところでは伝えているのですが、なかなか難しいなというのを実感しております。市でやっていただいているところも他市でもありますので、できるところから、個別対応の通学支援というところで、できるところからさせていただいて、一人でも多くの生徒が保護者とともに笑顔で通えるようになればという願いはあります。

本当にいただいたご意見はそのとおりだと思うのですが、当面は難しいというところではあります。

委員 A： 少し訂正をさせていただきます。先ほど最後に学校と触れたのは、個々の学校ではなく、何年かかるかといった状況で学校にというつもりは毛頭ありません。本当であれば文科省などで議論していただきたいな、しかし現実、来年・再来年といったところは現状の制度で広く議論していくしかないだろうと理解しています。誤解を生んでいけば訂正しておきます。

会 長 : 委員Dよろしくお願ひします。

委員 D : 資料の4-1も2も解決すべき課題が具体的に載せられていますが、解決すべき課題の中に住民にもう少し声を掛けても良いのではないかという気がします。支援学級の例ではないのですが、私の地域で地元の中学校に通わせたいが障がいがあって登下校ができないという相談を民生の委員長が受けました。当時私は新米の民生委員でしたが、その時にたまたま声を上げられたから地域にこのような子どもたちがいて、こういった生活をしているというのが初めて分かった次第です。

結果、民生委員で当番のようなシフトを初めて組んで登校の手伝いに行きました。そのことについていろいろと反省点はあるのですが、住民としては地域に応援を必要としている子どもたちがいるというのを知らない人もいっぱいいると思います。課題を解消できるかどうかはわかりませんが、地域の皆さんにこういうボランティアを募集しているんです、などということアピールしていく必要はあるのではないかと思います。それで1人でも2人でも手を上げてくれたら、つながっていくのではないかと考えておりますので、遠慮することなく声を掛けてもらえればありがたいかなと思います。しんどさも含めてありがたいかなと思います。

会 長 : ご返事を委員Bどうぞ。

委員 B : すごくありがたいお話だと思います。

本校でも小学部1年生から来ている子だと12年間、スクールバスに乗って通いますので、地域にいるかどうかはわかっていない方もたくさんいると思います。小学校は6年行って、中学校から来る生徒については割と町会の祭りなどがあったとしてもそこに顔を出すと思うのですが、小学校から本校に来ている生徒については、地域とも接触しないとよく聞くのですが、私たちは高等部を出ると地域に戻る必要があるとうるさく伝えていきます。今はいいけれど卒業してからその地域で、自分の存在を出てから言ったのでは遅いから早い時期に知ってもらわないといけませんよ、と。だから、今言われたように、お母さんの体調が悪いと、どうしても送っていきたくは行けないという時に近所の人に誰か行ってくれますかと言えば割とすぐ行けますよね。私は住まいが大阪の南部ですが、老人会とか町会とか、そのようなところの方で暇とは言いませんが元気な人もいますから、そういう人が登録して通学補助などに立っていますが、そういった方々が障がいのあるお子さんがバスに乗りに行けないからちょっと連れて行こうか、など先ほどあったように仕組みとして地域でできればとても良い話だと思います。それを進めていければ、あまり市は関係ない話ですよ。いずれにしても良い話だなと実感していますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

委員 D : 高齢者はとても元気です。そして地域の子どもたちは自分たちで育てなければいけないと思っている方がとても多くいらっしゃいます。たまたまそのような機会がないかなと考えておりますので、何とか考えていきたいと思ひます。手伝いをしていて、もちろんいろいろ問題点はありましたので、そのような時はその時に相談していけば良いのかなと考えています。

会 長 : 貴重な結論、ありがとうございます。最後に一つだけ確認をしておきたいのですが、先ほど委員Cから超重度の障がい児、人工呼吸器や気管切開など重症の子どもさんの通学・下校でバスの中で、動いている時には医療的ケアはできない、停まっている時にはできる、そうではなくてそもそも乗車ができないのか。

- 委員 C : 文部科学省からの通達でそもそもの乗車ができないとされています。
- 委員 E : 先ほどからきちっと認識していなかったのですが、障害者権利条約を批准されているのに、障がいのある人の中にそういう人がたくさんいる訳ですから、端から乗れないという制度を作っている文部科学省がかなりおかしいですよね。今すぐこれが変わる訳ではなく、いろいろな対策が法の中で必要だとは思いますが基本的にこれは福祉のレベルではなくて教育、文部科学省サイドのレベルではないか、話を聞いていて少し腹立たしさも覚えました。
- 会 長 : それと同じようなことで、医療の面から言いますと、救急車も動いている間は医療的ケアはできないんですね。停まっている時だけでしたね、救急車の中では。
- 委員 F : いえ、動いている中でもできます。
- 会 長 : 動いている中で医療的ケアを行う危険性や安全面の考慮などについてお話いただければ部署も動くと思いますが。
- 委員 F : 当然のことながら、動く車の中で行いますとある一定の危険性はあると思いますが、基本的には救急車に乗る前に処置を終わらせて、できたら固定した状態で運ぶというのが基本です。
- 会 長 : そのあたりの法律を確認いただきますと、どういう風にできるかなといった方策も出てきますので、ぜひ行政の方も研究をしていただいて、ボランティアや、必ず自治体の方も入っていただければありがたいと思います。それではこの話題を終わりたいと思います。次に参ります。居住支援部会よりの報告、よろしくをお願いします。
- (報告者Bより資料3の5ページ及び資料5に沿って報告。)
- 会 長 : スプリンクラーの問題は老人ホームとか介護施設などの火事で人的損害、物的被害が出たのがきっかけだったですね。教えてほしいのですがスプリンクラーが作動する前に火災報知機も付いていると思いますが、スプリンクラーの設備があったために人的・物的被害が少なかったという証拠がどれくらいあるのでしょうか。
- 委員 F : スプリンクラーに形態はあるのですが、統計までは持っておりません。
- 会 長 : 常識的にはスプリンクラーがあれば、損壊は防げるだろうという一般的な考えはあるのでしょうか。
- 委員 F : 確実に動けば火は消えますので。スプリンクラーはあの上にメタルがありまして、溶ければ水が出るということになっています。
- 会 長 : そこまで水が来ているんですね。
- 委員 F : 来ています。なお、数は統計的には資料を持っていませんので。
- 会 長 : そうしましたら、夜間支援員が1人ではなく3人ほどいて、何かあった時に飛び起きて誘導できて、そこへおられる方をすべて避難させることができればスプリンクラーはいらないということですね。夜間支援員を増やすということにはいかないですか。
- 報告者B : だいたい夜間支援員がいる人数は、今、統計で取っていると1～2名、利用者が6人といったところが吹田の中では多いので、1名の方が6人、その時によると思いますが、だいたい想定はそういう感じになるかと思えます。
- 会 長 : 火事になった時に人的損害が少ない建物というのは条件があるのでしょうか。出入口が多いとか床が低いとか。

- 委員 F : 決められた条件はないのですが、1人で高齢者を出そうと思いますと、2人でもしんどいです。先ほどから32条の特例の適用をおっしゃっていますが、なかなか難しいのではないかな、これは私の個人的な意見になりますけれども。
1階のところにグループホームがありまして、1人で住んでおられて2人くらいで出せるということになりましたら、消防法の32条適用はあり得るかなと思いますが、2階くらいで3人おられて、晩に居る方が2人。2人でも3人を助け出すことは絶対、我々でも無理です。個人的な意見になります。
- 報告者B : 今後、こういう話も含めて障がい福祉と消防署と一緒になって議論を重ねられる機会を設けていただきたいと思いますと考えています。また火災時にはまずベランダに退避し消防の出動を待つというシミュレーションをしています。
- 会長 : 私としては議論がいい方向に行くかな、と考えていましたが反対ですね。
- 報告者B : 実際にグループホームで消防訓練をさせてもらう時というのは、ベランダに避難して消防署から来るのを待つとか、実際そういう格好になるかなということでシミュレーションはさせてもらっています。
我々のところも3階で重度の方のグループホームがあるのですが、1階に下ろすことは絶対に無理なので、ベランダなどで避難して待つスタイルになるのかなと考えているところです。
- 会長 : それではこの話題はここで終わりたいと思います。
そうしましたら、専門部会からの報告、主なもの2つありましたけれども、専門部会のところで何か言っておきたいことなどありますでしょうか。
- 委員 G : 通学支援について、今回は支援学校対象にアンケートを取られていますが、通学というのは当然、大学にもつながっていくので、吹田は大学がたくさんありますし、大学となれば大阪府下に限らずどんどん遠くにも出かけていく方もおられると思うので、吹田市の障がい者が大学に進学する際も、通学支援や、学内でのサービス、そういったところも含めて、今後検討をしていただければと思います。
また、当事者部会の準備会では、いろいろな企画を考えて掘り起こしをしているところではありますが、準備会の中では報告書にも書かせてもらっていますが、参加者も右肩上がりに増えてきておりまして、広がりを持ってきました。今後も皆様方にたくさんの協力をいただきながら、もっともっとニーズを掘り起こしながら、情報の共有をしていきたいと考えておりますので、今後ともご協力をよろしくをお願いします。
- 会長 : 当事者部会の方もずっと増えてきているということで、安心のご発言がございましたので、さらに来年の2月の会議ではさらに増えていますよというご発言をいただきたいと思いますと期待しています。
他の委員の方で残りの専門部会の議論していないところで読まれていて気になるところがある、これだけは絶対に聞いて帰りたいというご意見があればお伺いします。
- 副会長 : 先ほどの通学支援のアンケートの中で、ちょっと気になった、こういう傾向にあると実感したのが、私もお話では聞いていたことがあるのですが、放課後等デイサービスの位置づけです。特に下校時においては利用が増えてきているということで、吹田支援の場合では30%弱という数字が上がっていたかと思うのですが実際のところ放課後等デイサービスの吹田市内での実態だとか、また医療的ケアのある事業所などについて、市役所のどの部署が把握していますか。また吹田市内での現状についてお話しいただけますでしょうか。

事務局： 放課後等デイサービスの現状について、現在市内で約30の事業所がございます。その中で医療的ケアの実施は、看護師など医療職の配置が必要で2～3か所しかない状況です。

放課後等デイサービスは医療的ケアの受け皿にもなっているのですが、放課後の過ごす場としまして、現在は保護者の就労の機会の保証などいろいろな意義がある中で充実してきています。ただ急激に伸びてきたところもありますので質が伴わないという課題もある中で、吹田市内では連絡会も行いまして横の連携、情報交換等をしながら、みんなで刺激しあいながらスキルアップを図っていこう、吹田での療育を進めていこうとしています。

会長： 時間もまいりましたので、次の案件2に移ります。

3 議事(2)

事務局： 年6回行っている自立支援協議会の運営委員会の中でそれぞれ障がいのある方の課題について報告をさせていただいています。

その中で議題に上がった内容について事務局のワーキングメンバーより資料6に沿って報告いただきます。

(報告者Cより資料6に沿って報告。)

会長： この問題はこれからいろいろと事例が発生してきまして、これからいろいろ大変なことになるのかと思いますが、今ここで意見をいただきましても3日くらい徹夜で議論しないといけなくなってしまうと思いますし、それはできないと思いますが。ケアマネジャーは狭間でしんどい思いをされるものと思いますが、ケアマネジャーの中でこの問題についての統一見解を出しておられるのか、その辺りについて披露していただけたらありがたいのですが。

報告者C： 私もケアマネジャーをしています。ケアマネジャーは吹田市内にもたくさんいると思いますが、なかなかケアマネジャーが障害の分野にまで踏み込んで来られない、障がいのある方というのは本当にスタイルが多様であって、それに対応することが難しい、間口のところから拒否とか入ってきにくいのかなというのがすごくあるので、まずは障がいの理解ということから入っていかないといけないと私自身は感じています。

会長： 65歳になった方は介護保険優先でしたね。委員H、具体的な事例が上がってきた中で、国はどのように考えているのだろうか。示唆で結構です。何か教えていただければ参考となると思うのですが。

委員H： 介護保険は所管していないので即答できるところはなくて、医療という管轄の中で業務をしておりますので、この場で回答できるような内容はありません。

会長： どなたかこのことに関して、私はこう考えている、私はこうしたい、ここだけは言っておきたい、せっかく福祉部長も来られていますので、聞いて帰ってもらいたい、ご意見のある方、どなたかおられませんか。

委員I： 先々月の介護認定審査会でもこのような問題が取り上げられて、介護保険課の方では介護保険が優先になりますので、ということでしたが、どなたが個別の問題を調整されるのかなという疑問があります。それについてはいかがでしょうか。

委員J： 基本的には65歳になられて介護保険の認定を受けられるとケアマネジャーがつくということになります。先ほど報告者がおっしゃっていたように、ケアマネジャーが障がいのこともご存じの上ですべての調整をしていただくというのが、正常の流れなのかなとも考えますけれども、現実問題ということでは、引

き継ぎ側の障がい者の事業所、そして行政側がしっかりと伝えていく。そして、繋いだで終わりではなくて、あくまで障がいのある方はすべてが介護保険のサービスを使えるかという、私は使えないと思っています。ですから、国も明確に個々の事情に応じてと言っていますので、ケースバイケースといったことが当然入ってくると思いますので、どういう仕組みがいいのかなというのはありますが、65歳になったから何でもかんでも介護保険で見なさいということではないということが一点。

費用負担のことでいうと、これは全く同じサービスを受けられるということであれば必ず介護保険のサービスを受けていただく、これは制度の仕組みでそうなります。ただ費用の面については、国も次の制度の改正では触る、と言っていますから、そこについては介護保険制度が始まって初めて利用料の減額ということを制度の中で取り組んでいくということになっていますので、1年先にはなりませんけれども制度が変わってくるというようになっていますので、1割負担があるがためにサービスが受けられないということではできない限りないような方向に進めたいという風には考えたいと思います。

会長： ただいまの委員Jのご発言の中に、何かこの辺はといったことがありましたら、最後の一言にしたいと思います。

必ずしも介護保険一本やりでということではなさそうだというご発言でしたが、ちょっと安心したところもありますね。

委員K、どうぞ。

委員K： 最近、自立支援協議会の日中活動部会、市内の作業所や生活介護、就労継続支援事業所などの部会に出させていただいているのですが、その中でも高齢化の問題もかなり課題として上がっています。

支援員からしてみると、障がいのある方の高齢化に対していかに支援をしていくのが望ましいのか、とても悩ましいところで、実際に就労をされている方、福祉的就労をされている方に、いつまで働くことを追求していくかだとか、ご本人が高齢者という認識、実感をされない中で高齢化が進んで行って、今までどおりにやっておられるつもりでも高齢化が進んでいて、支援者側としたらもしかしたら介護保険のサービスを利用した方がいいのではないかという事例もたくさんあるけれども、やはり、働きたいという意欲のある方に、例えば普通に考えれば65歳というのを線引きにして介護保険サービスが優先になるからといって、介護保険の認定調査を受けなさいとかサービスを利用しましょうと話しかけて良いのかなというのが支援者側もすごく戸惑うという部分と、もう一点、先ほど報告者が言われたみたいに、同じサービス、例えばヘルパーの家事支援であっても、その目的や目標とするところが若干違う。例えば通院にヘルパーが付き添うということに関しては、介護保険では病院内での対応は病院に引き継ぎますが、障がいサービスでは病院内での介助が必要ということで、院内介助を行っているケースが多々あるのですが、実際に介護保険制度に移行した場合に、院内介助という部分についてずいぶん苦労されているケースが多く、結局のところ、日中活動支援部会でも、どうしようもないからヘルパーがボランティアで、また作業所の職員が支援を行うというように、サービスでは担えない部分を、これまで関わっていた障がい福祉サービスの支援者が狭間を埋めているような課題をきっちりと明らかにしていかなければいけないなというのが、今回の日中活動支援部会の中で出ていたことなので、この辺を介護保険サービスと同じように見えるけれども実際に

障がい特性に合わせた配慮のあるサービスの運用を一緒に考えていけたらなという風に考えております。

会 長 : まだまだ議論をしてほしいのですが、時間もあと数分ですので、最後に今日のこの議論、答弁のまとめを1～2分で副会長にさせていただきますので、よろしくお願い致します。

副会長 : 本日はみなさんから本当に忌憚のないご意見をいただき非常にありがたいと思います。

今日報告のありました、通学支援プロジェクト、居住支援部会からの報告、そして先ほどの障がいのある方が65歳を迎えるにあたってのさまざまな問題点、本当にこのような報告をいただくことで、様々な問題の洗い出しになっているのではないかなと考えています。会長がそれぞれ役所の担当部署の方だとか、専門職の方だとかに、無理難題ではないですが質問をぶつけられるのも返答を求められるのも横でいつも楽しく聞いております。

それぞれのお立場でこの会議に出てこられているかと思いますが、腹を割った中でのご意見だとか、例え私見でも結構ですが、こういったお声を聴かせていただくのが何よりかなと思います。

障がいのある方の自立支援といいながら、やはり吹田の街で暮らしていくにあたっては、障がいのあるなしに関わらず、すべての人たちが考えることだと思います。こういったことを知ることの大切さ、声を上げることの大切さをいつも、この会議の中で実感しながら伺っております。今後とも、活発な意見が出るような会議にしていけたらなと思っております。本日は長時間、どうもありがとうございました。

会 長 : 最後に福祉部長、閉会の挨拶を、それで締めさせていただきます。

委員 J : 本日はありがとうございます。

特に通学支援プロジェクトについては、本来の筋論と並行して、今どういう対応を取れるかという両面性で進めていきたいと考えていますので、よろしくお願い致します。

会 長 : 最後にその他で情報提供があるそうなので、事務局からお願いします。

事務局 : 障がい者の事業所が集まってええもんフェアというものをイズミヤで行っております。今年で5回目です。

今年もいろいろなイベントを行っております。今回は10月の15・16日ですが3回目、4回目と少しずつ売り上げが伸びてきております。今年は売上100万円を目指して頑張っていきたいと考えていますので、ぜひお誘い合わせの上、来ていただければと思いますのでよろしくお願い致します。

会 長 : 本日はありがとうございました。